

決 済 用 普 通 預 金

平成29年6月1日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	● 決済用普通預金
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など 【 総合口座は個人のみ 】
3. 期 間	● 定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 随時預入 ● 1円以上 ● 1円単位
5. 払戻方法	● 随時払い戻します。
6. 利 息	● 無利息とします。
7. 手数料	● キャッシュカードによるお取引は、そのお取引に応じて手数料がかかることがあります。(他行ATM利用時等)
8. 付加できる 特約事項	● 給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取および公共料金・クレジットカード等の自動支払に利用できます。 ● 個人の方は総合口座による当座貸越がご利用いただけます。その場合、貸越利息がかかります(詳細につきましては、「総合口座」を参照してください。)
9. 中途解約時 の取扱い	—
10. その他 参考となる事項	● すでにお持ちの普通預金通帳、総合口座通帳から決済用普通預金、総合口座(決済用普通預金)への切り替えができます。 この場合、口座番号、キャッシュカードはそのままご利用いただけます。 ※ファースト・トリオ総合口座通帳は、平成26年9月30日をもちまして新規発行(繰越含む)を終了いたしました。平成26年10月1日より「総合口座通帳」と「貯蓄預金通帳」の2冊に分離しております。 ● 口座の開設、切り替えにあたっては、当行所定の「決済用普通預金取扱依頼書」が必要となります。(収入印紙200円の貼付が必要です) ● 普通預金(または総合口座)を決済用預金に変更された場合、変更までに付利された普通預金利息は、変更日にお支払い致します。 ● 決済用普通預金から、普通預金に切り替えることもできます。詳しくは、窓口までお問い合わせ下さい。
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 決済用普通預金は、「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できる」という3条件を満たす「決済用預金」の中の1つであり、預金保険全額保護の対象となります。 ※ 総合口座通帳もしくはファースト・トリオ総合口座通帳の貯蓄預金および担保定期預金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象とはなりません。他の預金保険対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。